

練馬区文化芸術振興条例

平成17年3月14日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興について基本理念を定め、区民等の役割および練馬区(以下「区」という。)の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本となる事項を定めてその施策を総合的かつ計画的に推進し、地域における文化芸術の振興を図ることにより、もって区民福祉の向上に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、区民の生活にゆとりと潤いをもたらし、区民が心豊かな生活を送ることができるまちの実現を図るものとする。

2 文化芸術の振興に当たっては、区民の相互理解を深め、区民が互いに尊重し合いながら生活するまちの実現を図るものとする。

(区民等の役割)

第3条 文化芸術の振興は、区民が主体的に文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行うことにより実現されるものとする。

2 文化芸術の振興は、文化芸術団体(文化団体、民間非営利団体その他の文化芸術活動を行う団体をいう。以下同じ。)、学校、地域団体、企業等(以下「文化芸術団体等」という。)が地域社会の一員として文化芸術活動を行うことにより実現されるものとする。

(区の責務)

第4条 区は、文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、区民が行う文化芸術活動の自主性および創造性を十分に尊重しなければならない。

2 区は、文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、区民および文化芸術団体等と連携を図らなければならない。

3 区は、文化芸術の振興に関する施策を推進するための計画を定め、その施策を総合的かつ計画的に行わなければならない。

4 区は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

(区民等の意見の反映)

第5条 区は、文化芸術の振興に関する施策について、広く区民および文化芸術団体等の

意見を求め、これを十分に反映しなければならない。

(文化芸術活動の機会の充実および人材の育成)

第6条 区は、区民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、またはこれを創造する機会の充実を図るため、文化芸術活動の場および機会を積極的に提供するとともに、文化芸術の公演、展示等への支援その他の必要な施策を講じるものとする。

2 区は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、文化芸術を継承する者その他の文化芸術活動を行う者に対して必要な支援を行うことにより、その育成に努めるものとする。

(伝統文化の継承および発展)

第7条 区は、地域における文化財その他の伝統文化を保護し、および保存し、その継承および発展を図るため必要な施策を講じるものとする。

(文化芸術に関する情報の提供等)

第8条 区は、区民および文化芸術団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、文化芸術に関する情報の提供その他の必要な施策を講じるものとする。

(文化芸術団体等との連携等)

第9条 区は、区民および財団法人練馬区文化振興協会、区の区域内に存する大学その他の文化芸術団体等と連携し、文化芸術の振興に関する施策を推進するものとする。

2 区は、前項の文化芸術団体等との連携に当たっては、文化芸術団体等の有する人材、情報その他の能力を活用できるよう協力を求めるものとする。

3 区は、区民、文化芸術団体等との間の文化芸術活動に関する連携が促進されるよう、相互に支援を行う体制の整備等の必要な措置を講じるものとする。

(表彰)

第10条 区は、文化芸術の振興に寄与した者および文化芸術団体等に対して表彰を行うものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。